

京都府立医科大学における成績に対する不服申立てに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、京都府立医科大学の学士課程、修士課程、博士課程に在籍する学生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する不服申立てに関し必要な事項を定めることにより、成績評価の客観性及び厳格性を確保することを目的とする。

(不服申立事由)

第2条 当該期の自身の成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合に限り不服を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) 授業要項や授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法に鑑みて、明らかに逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他不服申立てを行うにあたり合理的又は客観的な根拠があるもの

(不服申立て)

第3条 京都府立医科大学における成績に対する確認に関する要項（以下「成績確認要項」という。）第4条第1項の規定による確認結果に不服がある学生で、その不服に明確な根拠がある場合には、別に定める「成績に対する不服申立書」（以下「不服申立書」という。）を医学科においては学生部長、看護学科においては看護学科長、医学研究科においては研究部長、保健看護学研究科においては保健看護学研究科長（以下「学生部長等」という。）あてに教育支援課（医学科第1学年においては教育支援課下鴨事務室。以下同じ。）を通じて提出することにより、不服申立てができるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、当該年度の3月1日以降に開示された成績で進級判定に係るものに対しては、成績確認要項第2条に定める確認の手続きを省略し不服申立ての手続きを行うことができる。

(不服申立て受付期間)

第4条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が成績確認要項第2条による回答を受理した日（前条第3項にあっては、成績開示日）の翌日から起算して、原則として3日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）とする。

(審査)

第5条 学生部長等は、第2条による不服申立書を受理した場合は、医学科教育委員会、看護学科教育委員会、医学研究科教育委員会、保健看護学研究科教育委員会（以下「教育委員会等」という。）において当該不服申立ての審査を行わせるものとする。

- 2 学生部長等は、不服申立てを受理する事由に該当せず、不服申立てを却下する場合は、教育支援課を通じて速やかに当該学生に文書により通知するものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第6条 教育委員会等は、前条第1項に係る審査の結果を、速やかに書面で学生部長等に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた学生部長等は、教育支援課を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。
- 3 前項の通知は、当該学生又は当該授業担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。
- 4 不服申立てへの回答に対しての再度の不服申立ては認めないものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和7年4月1日から施行する。